

奈良県告示第四百九十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第二項の規定により、
次のとおり介護機関の指定をした。

平成二十九年三月二十一日

奈良県知事 荒井正吾

介護機関の名称又は氏名	中辻歯科医院	介護機関の所在地又は住所	二 橿原市久米町五九六一	施設又は居宅サービスの種類	居宅療養管理指導及び介護予防 居宅療養管理指導	指定年月日	平成二十九年二月一日
ズ 介護老人保健施設ロー	ズ 介護老人保健施設ロー	四 五條市二見五―三―六	四 五條市二見五―三―六	介護予防通所リハビリテーション	居宅介護支援	平成二十八年六月一日	平成二十八年十月一日
ズ 介護老人保健施設ロー	ズ 介護老人保健施設ロー	四 五條市二見五―三―六	四 五條市二見五―三―六	介護予防短期入所療養介護	居宅介護支援	平成二十九年二月一日	平成二十九年二月一日